

司法書士試験

簡単
登録

配信
無料

択一モーニングシャワー

無料で毎朝あなたの携帯に択一問題(解説付き)が届く!?

第1弾

辰巳ならではの受験生支援サービス開始!

好評受付中

【対象】 司法書士試験受験生なら誰でも

【配信期間】 4/1(木)~5/31(月)の月曜から金曜の朝

【内容】 毎朝、3問から5問の択一知識問題(肢)をあなたの携帯に配信します。

今年は問題文・解答(×)に加え、解説付!(サンプル画面をご覧ください)

各種お役立ち情報(1.書籍フェア、2.ガイダンス&無料講演会、3.試験情報など)随時お届けします(不定期)

モチベーションアップに最適!

「朝は択一から」……朝を制する者は、1日を征する。

登録後、期間途中の「配信停止」もご自由です。



登録方法

カメラ付携帯電話をお持ちの方は、下欄の二次元バーコードを読みとって空メールを送ってください。30秒位で、あなたの携帯にシステムからの返信があります。あとはその指示にしたがって登録ページに接続し、必須事項をご記入ください。

なお、二次元バーコードの読み取りができない携帯の場合は、携帯メールに以下のアドレスを入力し空メールを送信して下さい。後は上記と同様の処理になります。

tatsumi.shisho-ms@fofa.jp



ドメイン指定受信設定をされている場合、辰巳からのメールをお送りできません。お手数ですが、tatsumi.co.jpの受信許可設定をお願いします。設定については各キャリアまでお問い合わせ下さい。

見本

問題5 土地の賃借人が、地上建物を仮装譲渡した場合、土地賃貸人は民法第94条第2項の第三者に当たるが、土地の仮装譲受人が土地に建物を建築してこれを他人に賃貸した場合、当該建物の賃借人は民法第94条第2項の第三者に当たらない。

解答5 × 土地の賃借人が地上建物を仮装譲渡した場合の土地賃貸人も(最判昭38.11.28)、土地の仮装譲受人が土地に建物を建築してこれを他人に賃貸した場合における当該建物の賃借人も、94条2項の第三者に当たらない(最判昭57.6.8)。従って、本記述の前段が誤っている。